

最低制限価格制度の導入及び設定基準について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第267条の10第2項及び西郷村財務規則（昭和61年規則第4号）第120条の規定に基づく最低制限価格については、次のとおり取り扱うこととします。

1. 目的

公共工事における品質の確保、ダンピング受注による公正な取引秩序の阻害、下請け業者へのシワ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を未然に防止するとともに、建設業をはじめとする関係団体の健全な発展を期することを目的として、最低制限価格を導入します。

2. 最低制限価格導入の対象

原則として指名競争入札に付する設計額が130万円以上の工事全てを対象とします。

3. 最低制限価格設定の表示

最低制限価格を設定した入札案件は、その旨を指名通知書に記載し、入札参加者へ周知いたします。

4. 最低制限価格の算出方法

「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（国交省モデル）」を基本として算出します。

5. 最低制限価格の公表

最低制限価格の金額については非公表とします

6. 最低制限価格制度の適用時期

平成28年4月以降に執行する入札から適用します。

附 則

1. 平成28年4月以降に執行する入札については、平成28年3月18日付け改正「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（国交省モデル）」の基準を準用する。
2. 令和6年4月以降に執行する入札については、令和4年3月4日付け改正「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（国交省モデル）」の

令和6年3月15日改正

基準を準用する。

最低制限価格設定基準

令和6年4月入札執行分より、「最低制限価格制度」の設定基準を改正します。入札にあたっては 下記の点をご注意くださいますようお願いいたします。

○ 最低制限価格の設定基準には「令和4年3月中央公契連モデル」の率を参考に、下記のとおり算出します。

① まず、令和4年3月中央公契連モデルで基準値(A)を計算します。

A = 直接工事費の97% + 共通仮設費の90% + 現場管理費の90% + 一般管理費の68%

(それぞれ対応する率を掛けて計算した値に1円未満の端数が生じた場合は、切捨てとします。)

② 次に、Aを設計金額(消費税相当額を除く。)で割り、最低制限価格率を計算します。なお、設計金額は非公表とします。

$$\frac{A}{\text{設計金額(消費税相当額を除く.)}} = \text{最低制限価格率}$$

※ただし、上記で計算した最低制限価格率が75%未満となった場合、最低制限価格率を75%に引き上げ、また、92%以上となった場合は、最低制限価格率を92%に引き下げるものとします。

③ 最後に、予定価格(入札書比較価格)に最低制限価格率を掛けると最低制限価格(入札書比較価格)になります。

最低制限価格(入札書比較価格) = 予定価格(入札書比較価格) × 最低制限価格率

(※最低制限価格は1,000円未満切捨て)

※ 中央公契連とは？

正式名称は「中央公共工事契約制度運用連絡協議会」。

国土交通省が事務局を担当し、その他国の省庁などで構成しています。

毎年、必要に応じ最低制限価格の設定基準となる低入札調査基準価格モデルや指名停止措置モデル等の見直しを審議し、総会に付議、決定しています。

なお、決定した内容は、各都道府県を通じ、管下市町村に通知されており、各自治体で運用方法を決定する際の標準的基準とされています。

参考

最低制限価格の設定基準

| | |
|------|--|
| 項目 | 次の1から4の合計額とする。 1. 直接工事費 × 97% 2. 共通仮設費 × 90% 3. 現場管理費 × 90% 4. 一般管理費 × 68% (最低制限価格は1,000円未満切捨て) |
| 設定基準 | 予定価格のおおむね75%～92%程度とする。 |

最低制限価格（入札書比較価格）＝予定価格（入札比較価格）×最低制限価格率

※ 最低制限価格の具体的な額は、設定基準により算出された額に、一定の範囲内で調整を加えた上で決定することとします。

(例)

単位：円

| 項目 | 設計額 | 最低制限価格の設定 |
|----------|----------------|------------------------------|
| 1. 直接工事費 | 10,000,000 | 10,000,000 × 97% = 9,700,000 |
| 2. 共通仮設費 | 1,000,000 | 1,000,000 × 90% = 900,000 |
| 3. 現場管理費 | 1,500,000 | 1,500,000 × 90% = 1,350,000 |
| 4. 一般管理費 | 1,000,000 | 1,000,000 × 68% = 680,000 |
| | 計 13,500,000 円 | 計 12,630,000 円 |

12,630,000 円 ÷ 13,500,000 円 = 93.5%

最低入札価格の上限は 92%なので、

13,500,000 円 × 92% = 12,420,000 円

よって最低入札価格は 12,420,000 円となる。